

■第2期十和田市過疎地域持続的発展計画《概要》

1 策定の背景・趣旨

旧十和田湖町区域は、「過疎地域振興特別措置法」に基づき、昭和55年に過疎地域に指定され、令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」においても過疎地域に指定されたことに伴い、引き続き、国の財政上の特別な財政措置を受けて過疎対策事業を実施するため、令和3年度に「十和田市過疎地域持続的発展計画」を策定しました。

本計画は旧十和田湖町区域の持続的発展に向けた指針とするため、本市の最上位計画となる「第2次十和田市総合計画」や青森県が策定する「青森県過疎地域持続的発展方針」に即して策定するものとし、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とするものです。

2 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間

3 計画の基本方針

「第2次十和田市総合計画」に掲げる8つの基本目標を本計画の基本方針に位置付けます。

【目標1】市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち（産業振興）

【目標2】地域全体で子育て・子育ちをしっかりと支えるまち（子育て・教育）

【目標3】すべての市民が健やかに暮らせるまち（健康・福祉）

【目標4】だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち（生涯学習・文化・スポーツ）

【目標5】地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち（安全・安心）

【目標6】ゆとりと潤いあふれる暮らしを実感できるまち（環境）

【目標7】快適な暮らしや活発な経済活動を支える都市基盤が整ったまち（都市基盤）

【目標8】地域経済社会の持続的な発展を支える強固な経営基盤が確立したまち（自治体経営）

4 基本目標の設定

地域の持続的発展の基本方針となる「第2次十和田市総合計画」のうち、人口減少対策に係る施策の数値目標や方向性等を記載した「十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2期総合戦略(令和7年改訂)」の基本目標を本計画の基本目標として設定します。

【基本目標1】 合計特殊出生率

基本目標	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.45 【平成30(2018)年】	1.69 【令和12(2030)年】

【基本目標2】 社会増減数

基本目標	基準値	目標値
社会増減数	▲125 【平成30(2018)年】	0 【令和12(2030)年】

5 持続的発展施策

過疎法に掲げられた次の12の施策区分について掲載します。

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
2. 産業の振興
3. 地域における情報化
4. 交通施設の整備、交通手段の確保
5. 生活環境の整備
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
7. 医療の確保
8. 教育の振興
9. 集落の整備
10. 地域文化の振興等
11. 再生可能エネルギーの利用の推進
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項（自然環境の保全・活用）